# 平成 27 年度札幌市の給与・定員管理等について


１　総括　・・・・・・・・　１

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況　・・・・・・・・　４

３　一般行政職の級別職員数等の状況　・・・・・・・・　６

４　職員の手当の状況　・・・・・・・・　８

５　特別職の報酬等の状況　・・・・・・・・　12

６　職員数の状況　・・・・・・・・　13

７　公営企業職員の状況

（1）　高速電車事業　・・・・・・・・　15

（2）　軌道事業　・・・・・・・・　20

（3）　水道事業　・・・・・・・・　25

（4）　病院事業　・・・・・・・・　29

別紙１　特殊勤務手当一覧（事務・技術）　・・・・・・・・　33

別紙２　特殊勤務手当一覧（技能労務職員）　・・・・・・・・　40

別紙３　特殊勤務手当一覧（水道局）　・・・・・・・・　42

別紙４　特殊勤務手当一覧（病院局）　・・・・・・・・　44

# 札幌市の給与・定員管理等について

## １　総括

### ⑴　人件費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口（27年1月1日） | 歳出額（A） | 実質収支 | 人件費（B） | 人件費率（B/A） | （参考）25年度の人件費率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 26年度 | 1,936,016人 | 877,874,559千円 | 4,611,948千円 | 94,876,388千円 | 10.8% | 11.3% |

### ⑵　職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 職員数（A） | 給与費 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計（B） |
| 26年度 | 人<br>10,946 | 千円<br>40,229,764 | 千円<br>11,633,940 | 千円<br>15,193,266 | 千円<br>67,056,970 |

| （参考）一人当たり給与費(B/A) | （参考）指定都市平均一人当たり給与費 |
|---|---|
| 千円<br>6,126 | 千円<br>6,813 |

※　１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、平成26年４月１日現在の人数である。
　　３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### ⑶　ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

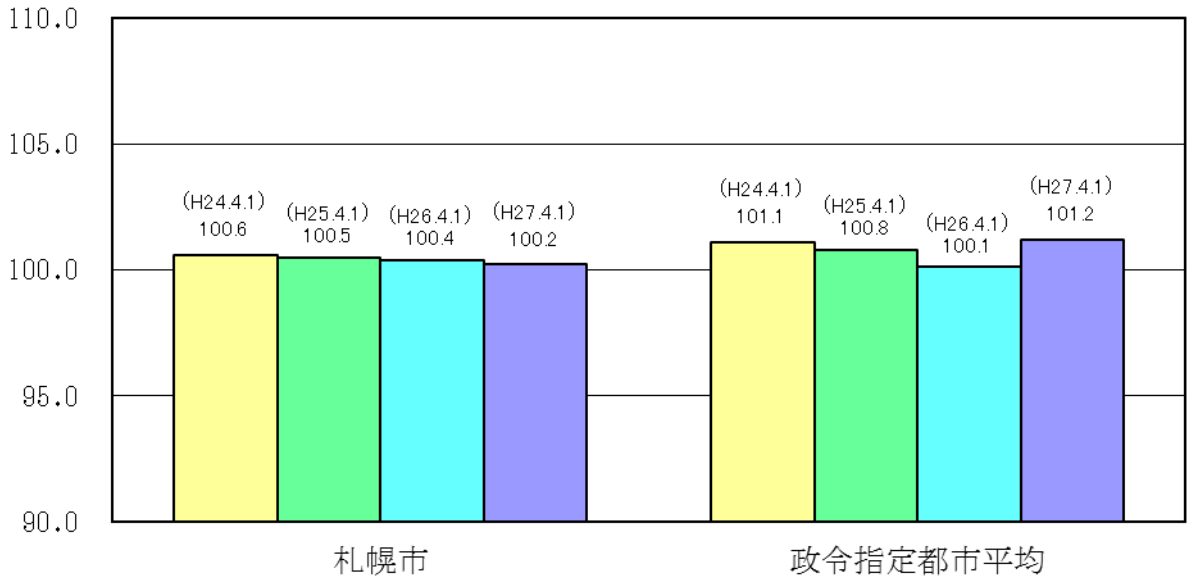


（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　２　平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（２年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※　27年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連

続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③に該当。

理由としては、国と本市との給与構造の違い（国は本俸の一部を、地域手当や地方にはない手当（本府省業務調整手当等）に配分している）や人員分布の違い等が挙げられる。

引き続き、今後についても、人事委員会勧告に基づく給与改定を行うことで、市内民間事業所と均衡した、適正な給与水準を維持していく。

## ⑷　給与改定の状況

ア　月例給

| 区分 | 人事委員会の勧告 | | | | 給与改定率 | （参考）国の改定率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 民間給与 A | 公務員給与 B | 較差 A-B | 勧告（改定率） | | |
| 27 年度 | 円 356,524 | 円 355,779 | 745 円 (0.21%) | % 0.21 | % 0.21 | % 0.36 |

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ　特別給（期末・勤勉手当）

| 区分 | 人事委員会の勧告 | | | | 年間支給月数 | （参考）国の年間支給月数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 民間の支給割合 A | 公務員の支給月数 B | 較差 A-B | 勧告（改定月数） | | |
| 27 年度 | 月 4.19 | 月 4.10 | 月 0.09 | 月 0.10 | 月 4.20 | 月 4.20 |

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## ⑸　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［（実施）　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）　平成 27 年４月１日

（内容）　行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、２％を基本に引下げ。若年層については引上げを実施。高齢層については最大４％引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）　国基準と同様に、札幌市内に勤務する職員には３％、東京都特別区内勤務の職員には 18%、医師職給料表適用職員には 15%を支給。

（実施時期）　平成 27 年４月１日より実施。下表のとおり、東京都特別区内勤務の職員及び医師職給料表適用職員について、国の支給割合に順次引上げ。

| | | 平成26年度の支給割合 | 平成 27 年度の支給割合 | | 見直し後の支給割合（H28.4.1） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ４月１日時点 | 遡及改定後 | |
| 東京都特別区内勤務職員 | 国基準 | 18% | 18% | 18.5% | 20% |
| | 札幌市 | 18% | 18% | 18.5% | 20% |
| 医師職給料表適用職員 | 国基準 | 15% | 15% | 15.5% | 16% |
| | 札幌市 | 15% | 15% | 15.5% | 16% |

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当、単身赴任手当及び退職手当の調整額について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年４月１日実施）

## ２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

### ⑴　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27 年４月１日現在）

ア　一般行政職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額（国比較ベース） |
|---|---|---|---|---|
| 札幌市 | 41.0 歳 | 304,159 円 | 408,392 円 | 349,426 円 |
| 北海道 | 45.4 歳 | 331,531 円 | 399,809 円 | 375,822 円 |
| 国 | 43.5 歳 | 334,283 円 | ― | 408,996 円 |
| 指定都市平均 | 42.0 歳 | 330,006 円 | 449,205 円 | 386,807 円 |

イ　技能労務職

| 区分 | 札幌市 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額（A） | 平均給与月額（国比較ベース） |
| 札幌市 | 50.5 歳 | 1,526 人 | 315,151 円 | 379,518 円 | 349,797 円 |
| うち用務員 | 51.0 歳 | 399 人 | 315,060 円 | 366,820 円 | 351,691 円 |
| うち学校給食員 | 50.5 歳 | 178 人 | 322,329 円 | 350,221 円 | 349,404 円 |
| うち清掃職員 | 48.0 歳 | 543 人 | 303,164 円 | 387,571 円 | 340,029 円 |
| うち自動車運転手 | 56.8 歳 | 66 人 | 313,735 円 | 381,670 円 | 341,962 円 |
| 北海道 | 52.2 歳 | 283 人 | 337,790 円 | 369,457 円 | 360,025 円 |
| 国 | 50.2 歳 | 2,994 人 | 289,141 円 | － | 328,318 円 |
| 指定都市平均 | 48.3 歳 | 1,253 人 | 325,210 円 | 405,444 円 | 377,533 円 |

| 区分 | 民間 | | | 参考 |
|---|---|---|---|---|
| | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額（B） | A/B |
| 札幌市 | － | － | － | － |
| うち用務員 | 用務員 | 54.6 歳 | 200,300 円 | 1.83 |
| うち学校給食員 | 調理士 | 43.1 歳 | 249,200 円 | 1.40 |
| うち清掃職員 | 廃棄物処理業従業員 | 44.9 歳 | 289,500 円 | 1.33 |
| うち自動車運転手 | 自家用自動車運転手 | 56.6 歳 | 228,500 円 | 1.67 |
| 北海道 | － | － | － | － |
| 国 | － | － | － | － |
| 指定都市平均 | － | － | － | － |

| 区分 | 参考 | | |
|---|---|---|---|
| | 年収ベース（試算値）の比較 | | |
| | 公務員（C） | 民間（D） | C/D |
| 札幌市 | － | － | － |
| うち用務員 | 5,498,934 円 | 2,774,400 円 | 1.98 |
| うち学校給食員 | 5,311,057 円 | 3,325,400 円 | 1.59 |
| うち清掃職員 | 5,701,787 円 | 3,952,300 円 | 1.44 |
| うち自動車運転手 | 5,572,193 円 | 3,013,900 円 | 1.84 |

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 23 年～平成 25 年の３ヶ年分)

※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※　年収ベースの「公務員（C)」及び「民間（D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ　教育職

| 区分 | | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額（国比較ベース） |
|---|---|---|---|---|---|
| 札幌市 | | 47.7 歳 | 392,563 円 | 454,612 円 | 432,802 円 |
| | 高等・各種学校 | 47.9 歳 | 391,144 円 | 450,166 円 | 429,907 円 |
| | 幼稚園 | 46.8 歳 | 389,770 円 | 433,051 円 | 428,187 円 |
| | その他 | 47.5 歳 | 410,198 円 | 531,633 円 | 466,942 円 |
| 北海道 | 高等（特殊、各種、専修）学校 | 44.5 歳 | 372,323 円 | 424,723 円 | － |
| | 小、中学校 | 43.2 歳 | 361,351 円 | 411,351 円 | － |
| 指定都市平均 | 高等（特殊、各種、専修）学校 | 46.6 歳 | 393,534 円 | 478,813 円 | － |
| | 小、中学校 | 38.4 歳 | 313,751 円 | 369,501 円 | － |

※　１　「平均給料月額」とは、27 年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## ⑵　職員の初任給の状況（27 年４月１日現在）

| 区分 | | 札幌市 | 北海道 | 国 |
|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大学卒 | 174,200 円 | 173,166（174,200）円 | 174,200 円 |
| | 高校卒 | 142,800 円 | 141,708（142,100）円 | 142,100 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 141,600 円 | 141,708（142,100）円 | － |
| | 中学卒 | － | － | － |
| 教育職（高校教諭） | 大学卒 | 195,100 円 | 193,942（195,100）円 | － |

※　北海道の括弧内数字は減額前の給料月額

## ⑶　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（27 年４月１日現在）

| 区分 | | 経験年数 10 年 | 経験年数 20 年 | 経験年数 25 年 | 経験年数 30 年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大学卒 | 245,073 円 | 365,614 円 | 402,896 円 | 426,929 円 |
| | 高校卒 | 206,808 円 | 326,564 円 | 353,483 円 | 384,267 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 208,090 円 | 300,244 円 | 326,528 円 | 350,998 円 |
| | 中学卒 | （該当なし）※ | （該当なし）※ | （該当なし）※ | （該当なし）※ |
| 教育職 | 大学卒 | 314,259 円 | 394,569 円 | 412,261 円 | 422,323 円 |

※　当該階層及び近似の階層の職員数がいずれも３人以下のため、「該当なし」と記載

## ３　一般行政職の級別職員数等の状況

### ⑴　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27 年４月１日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | １号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|---|---|---|---|---|---|
| １級 | 定型的な業務を行う職務 | 1,708 人 | 28.5% | 134,100 円 | 267,500 円 |
| ２級 | 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 | 999 人 | 16.6% | 194,700 円 | 324,300 円 |
| ３級 | 主任の職務 | 716 人 | 11.9% | 223,600 円 | 362,100 円 |
| ４級 | ⑴　係長の職務<br>⑵　困難な業務を処理する主任の職務 | 1,209 人 | 20.1% | 246,800 円 | 398,900 円 |
| ５級 | 困難な業務を分掌する係長の職務 | 763 人 | 12.7% | 264,600 円 | 412,700 円 |
| ６級 | 課長の職務 | 292 人 | 4.9% | 285,500 円 | 436,900 円 |
| ７級 | 困難な業務を所掌する課長の職務 | 141 人 | 2.3% | 337,700 円 | 467,500 円 |
| ８級 | 部長の職務 | 132 人 | 2.2% | 384,200 円 | 498,400 円 |
| ９級 | ⑴　局長の職務<br>⑵　困難な業務を所掌する部長の職務 | 41 人 | 0.7% | 452,600 円 | 541,900 円 |
| 10 級 | 高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務 | 2 人 | 0.0% | 533,400 円 | 570,700 円 |

※　１　札幌市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

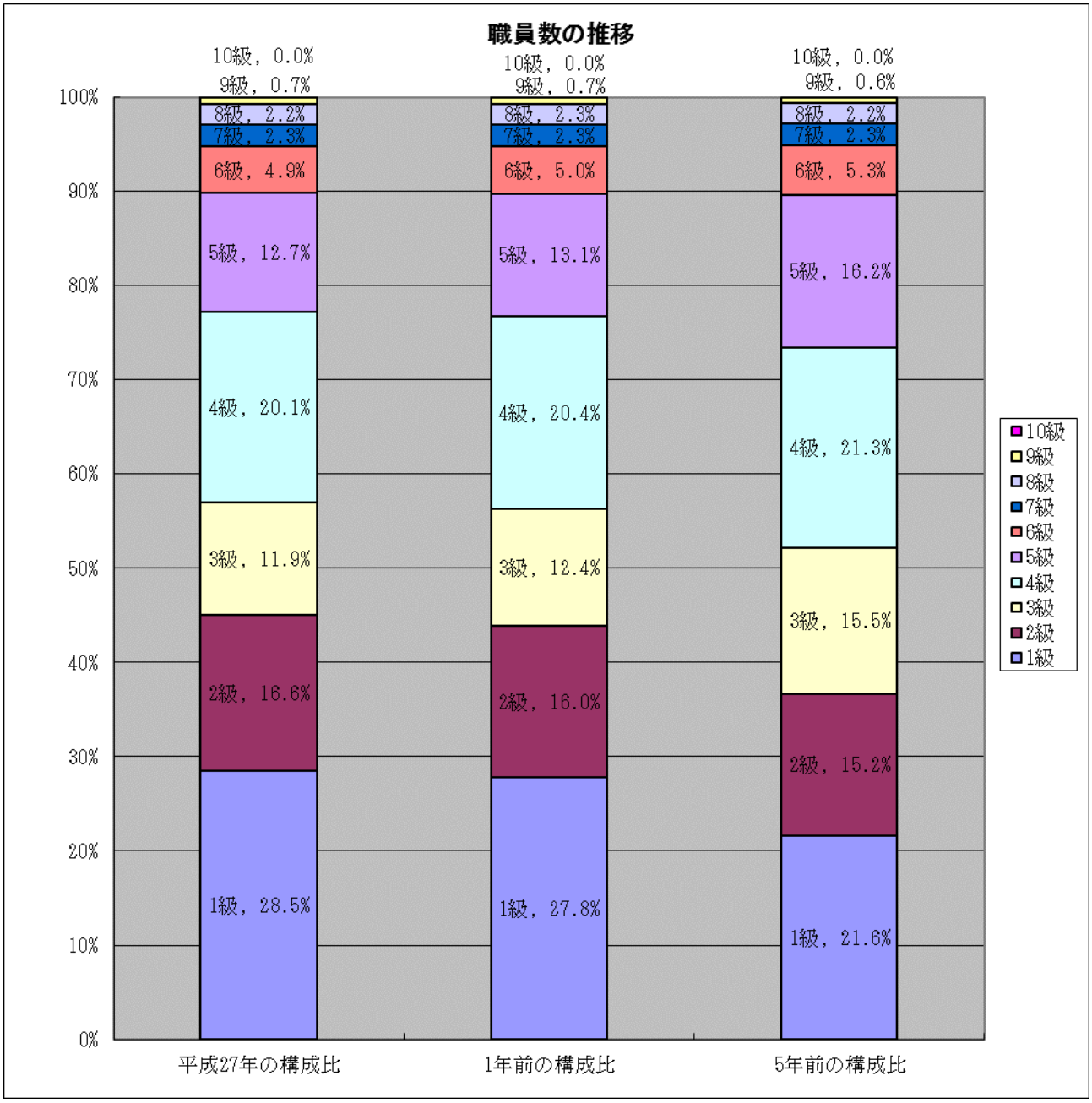


## ⑵　昇給への勤務実績の反映状況

札幌市においては、平成８年から地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 40 条の規定に基づき、過去１年間の勤務における業績、その職務の遂行上見られた職員の能力及び意欲等を評価した人事評価を行っている。

職員の昇給については、この人事評価、勤務状況及び懲戒処分の有無等に基づき、５段階の昇給区分のいずれに該当するかを決定し、その区分ごとに定められた号俸数で昇給を実施する。

## 4　職員の手当の状況

### ⑴　期末手当・勤勉手当

| 札幌市 | 北海道 | 国 |
|---|---|---|
| 1人当たり平均支給額（26年度）<br>1,387千円 | 1人当たり平均支給額（26年度）<br>1,614千円 | － |
| （26年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60月分　1.50月分<br>(1.45)月分　(0.70)月分 | （26年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60月分　1.45月分<br>(1.45)月分　(0.70)月分 | （26年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60月分　1.50月分<br>(1.45)月分　(0.70)月分 |
| （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職段階別加算　5～20%<br>・管理職加算　12～25% | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職段階別加算　5～20%<br>・管理職加算　10～25% | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～20%<br>・管理職加算　10～25% |

※　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

| |
|---|
| 管理職の12月の勤勉手当については、その年の勤務成績に基づく4段階の成績区分に応じて支給する。 |

### ⑵　退職手当（27年4月1日現在）

| 札幌市 | | | 国 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （支給率） | 自己都合 | 定年 | （支給率） | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続20年 | 20.445月分 | 25.55625月分 | 勤続20年 | 20.445月分 | 25.55625月分 |
| 勤続25年 | 29.145月分 | 34.5825月分 | 勤続25年 | 29.145月分 | 34.5825月分 |
| 勤続35年 | 41.325月分 | 49.59月分 | 勤続35年 | 41.325月分 | 49.59月分 |
| 最高限度額 | 49.59月分 | 49.59月分 | 最高限度額 | 49.59月分 | 49.59月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| （定年前早期退職加算　2～20%） | | | （定年前早期退職加算　2～45%） | | |
| 1人当たり平均支給額 | 735千円 | 22,931千円 | | | |

※　退職手当の1人当たり平均支給額は26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### ⑶　地域手当（27年4月1日現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支給実績（26年度決算） | | 1,328,512千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算） | | 122,432円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度（支給率） |
| 札幌市内 | 3% | 10,836人 | 3% |
| 東京都特別区 | 18% | 26人 | 18% |
| 医師職 | 15% | 22人 | 15% |
| 地域手当補正後ラスパイレス指数<br>（ラスパイレス指数） | | | 100.2<br>(100.2) |

※　地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋札幌市の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく

地域手当支給率）により算出。）

## ⑷　特殊勤務手当（27 年４月１日現在）

| | |
|---|---|
| 支給実績（26 年度決算） | 484,956 千円 |
| 支給職員１人当たり平均支給年額（26 年度決算） | 96,778 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（26 年度） | 46% |
| 手当の種類（手当数） | 19 |
| 手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙１及び２ | |

※　一般会計決算に基づく。

## ⑸　時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（26 年度決算） | 3,605,692 千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（26 年度決算） | 382 千円 |
| 支給実績（25 年度決算） | 3,350,186 千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（25 年度決算） | 352 千円 |

※１　一般会計決算に基づく。

※２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## ⑹　その他の手当（27 年４月１日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績（26 年度決算） | 支給職員１人当たり平均支給年額（26 年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対し支給。<br>(1)配偶者　14,800 円<br>(2)配偶者以外　7,000 円<br>・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、1 人につき 6,000 円を加算。 | 異なる | (1)配偶者にかかる手当額<br>（国）<br>13,000 円<br>(2)配偶者以外の手当額<br>（国）<br>6,500 円 | 1,306,390 千円 | 272,108 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に対し支給。<br>(1)課長職<br>85,700 円～<br>102,800 円<br>(2)部長職<br>112,600 円～<br>126,600 円<br>(3)局長職<br>133,400 円～<br>142,600 円 | 異なる | 支給額<br>（国）<br>46,300 円<br>～139,300 円 | 827,281 千円 | 1,082,829 円 |
| 通勤手当 | 通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。<br>(1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。<br>(2)交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円の範囲内で支給。 | 異なる | (1)手当支給の対象となる通勤距離<br>（国）<br>片道２km 以上<br>(2)自動車等使用者に対する支給額<br>（国）<br>2,000 円～31,600 円 | 1,256,971 千円 | 123,937 円 |
| 初任給調整手当 | 医師職給料表の適用を受ける職員に対し、医師職給料表の適用日以後の期間の区分に応じて月額 37,500 円～307,000 円の範囲内で支給。 | 同じ | | 46,458 千円 | 2,111,741 円 |
| 住居手当 | (1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。<br><br>(2)自らの所有に係る住宅に居住している職員　支給なし<br>※　経過措置として、平成 27 年度は、月額 6,000 円を支給。 | 異なる | (1)自ら居住するための住宅を借り受けている職員に対する支給要件<br>（国）<br>月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員<br>(2)自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する支給<br>（国）支給なし | 1,328,402 千円 | 172,542 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 単身赴任手当 | 勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給。<br>・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて 26,000 円～84,000 円を支給。 | 同じ | | 5,577 千円 | 507,000 円 |
| 休日勤務手当 | 休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給。<br>・支給額＝1 時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数 | 同じ | | 786,534 千円 | 83,532 円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。<br>・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数 | 同じ | | 186,066 千円 | 118,438 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の深夜に勤務した課長職以上の職員に対し支給。<br>・勤務一回につき、4,000 円～18,000 円を支給。 | 異なる | 支給額<br>（国）<br>6,000 円～27,000 円 | 3,330 千円 | 19,029 円 |
| 寒冷地手当 | 北海道内に勤務する職員に対し支給。<br>(1)扶養親族を有する世帯主である職員<br>年額 116,800 円<br>(2)その他の世帯主である職員<br>年額 65,300 円<br>(3)その他の職員<br>年額 44,000 円 | 異なる | 支給額<br>（国）<br>(1)扶養親族を有する世帯主である職員<br>月額 17,800 円～26,380 円<br>(2)その他の世帯主である職員<br>月額 10,200 円～14,580 円<br>(3)その他の職員<br>月額 7,360 円～10,340 円 | 878,983 千円 | 91,542 円 |

※　一般会計決算に基づく。

## ５　特別職の報酬等の状況（27 年４月１日現在）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="3">給料月額等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">給料</td><td rowspan="2">市長<br>副市長</td><td rowspan="2">1,280,000 円<br>1,030,000 円</td><td colspan="2">（参考）指定都市における最高/最低額</td></tr>
<tr><td>1,428,000 円/<br>1,148,000 円/</td><td>430,000 円<br>864,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">報酬</td><td>議長</td><td>1,040,000 円</td><td>1,179,000 円/</td><td>500,000 円</td></tr>
<tr><td>副議長</td><td>950,000 円</td><td>1,061,000 円/</td><td>500,000 円</td></tr>
<tr><td>議員</td><td>860,000 円</td><td>953,000 円/</td><td>500,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">期末手当</td><td>市長<br>副市長</td><td colspan="3">（26 年度支給割合）<br>3.10 月分</td></tr>
<tr><td>議長<br>副議長<br>議員</td><td colspan="3">（26 年度支給割合）<br>3.10 月分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">退職手当</td><td rowspan="2">市長<br>副市長</td><td>（算定方式）<br>給料月額×在職月数×49/100<br>給料月額×在職月数×39/100</td><td>（１期の支給額）<br>30,105,600 円<br>19,281,600 円</td><td>（支給時期）<br>任期ごと<br>任期ごと</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>地域手当</td><td>市長<br>副市長</td><td colspan="3">（26 年度支給割合）<br>給料月額の 3%</td></tr>
<tr><td>寒冷地手当</td><td>市長<br>副市長</td><td colspan="3">（26 年度支給割合）<br>一般職と同じ</td></tr>
</table>

（注）　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## ６　職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

| 部門 | | 区分 | 職員数 平成26年 | 職員数 平成27年 | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会 | 36 | 36 | 0 | ［増］ |
| | | 総務 | 1,469 | 1,458 | ▲ 11 | ・生活保護世帯増加に伴う業務増 +15 |
| | | 税務 | 710 | 695 | ▲ 15 | ・子ども・子育て支援新制度による利用者支援事業の増 +10 |
| | | 民生 | 2,142 | 2,210 | 68 | ・保育士配置基準の見直しによる増 +7 |
| | | 衛生 | 1,551 | 1,508 | ▲ 43 | ・南区保育・子育て支援センター新設 +5 |
| | | 労働 | 16 | 16 | 0 | ・保育所入所業務・子ども子育て支援新制度関連業務の増 +4 |
| | | 農林水産 | 40 | 40 | 0 | ［減］ |
| | | 商工 | 85 | 88 | 3 | ・ごみ収集業務の委託拡大 ▲42 |
| | | 土木 | 1,237 | 1,227 | ▲ 10 | |
| | | 計 | 7,286 | 7,278 | ▲ 8 | ＜参考＞<br>人口1万人当たり職員数 37.62 人<br>（指定都市の人口1万人当たりの職員数 44.93人） |
| | 教育部門 | | 1,824 | 1,762 | ▲ 62 | ［減］<br>・学校用務員業務の執行体制の効率化 ▲28<br>・学校業務員の見直し ▲18<br>・学校給食調理業務の委託化 ▲13 |
| | 消防部門 | | 1,836 | 1,846 | 10 | ［増］<br>・消防署の欠員補充 +5 |
| | 小計 | | 10,946 | 10,886 | ▲ 60 | ＜参考＞<br>人口1万人当たり職員数 56.27 人<br>（指定都市の人口1万人当たりの職員数 65.59人） |
| 公営企業等会計部門 | 病院 | | 1,075 | 1,173 | 98 | ［増］ |
| | 水道 | | 628 | 629 | 1 | ・看護師の増員 +87 |
| | 交通 | | 609 | 605 | ▲ 4 | ・病棟薬剤管理業務実施体制の構築(薬剤師) +4 |
| | 下水道 | | 499 | 501 | 2 | ・循環器関連、手術室等支援業務の増(臨床工学技士) +3 |
| | その他 | | 603 | 606 | 3 | |
| | 小計 | | 3,414 | 3,514 | 100 | |
| 合計 | | | 14,360<br>[ 14,063 ] | 14,400<br>[ 14,087 ] | 40<br>[ 24 ] | ＜参考＞<br>人口1万人当たり職員数 74.43 人 |

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（27年４月１日現在）

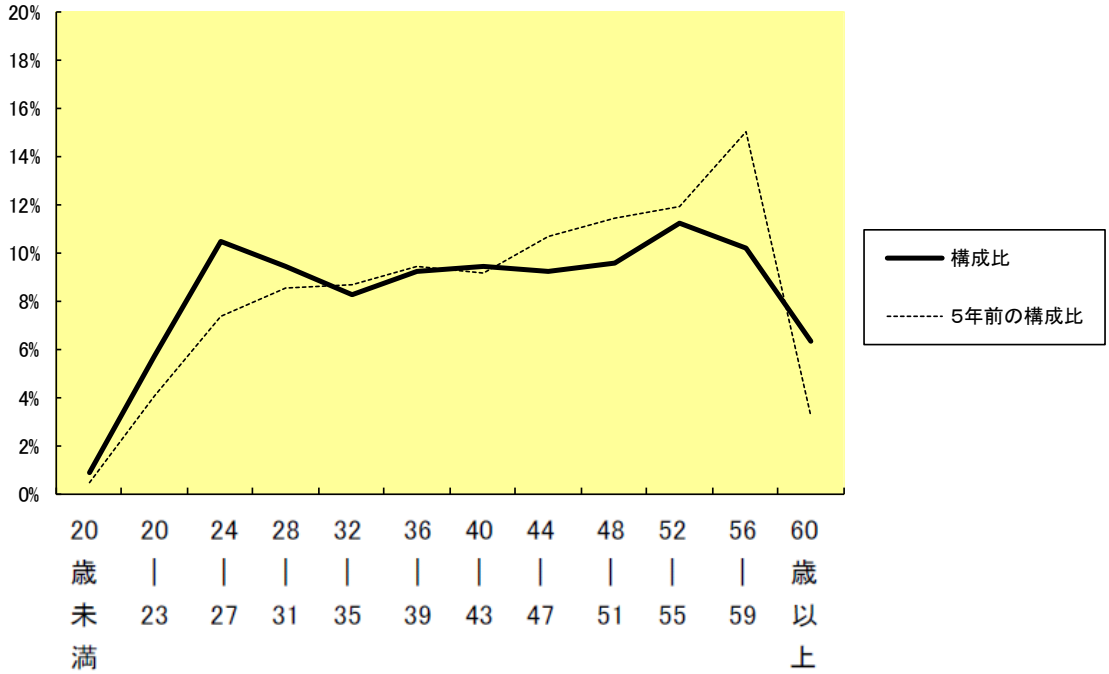


（単位：人）

| 区　分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員数 | 125 | 823 | 1,509 | 1,358 | 1,189 | 1,328 | 1,361 | 1,325 | 1,382 | 1,618 | 1,469 | 913 | 14,400 |

## (3) 職員数の推移

（単位：人・％）

| 年　度 ＼ 部門別 | ２２年 | ２３年 | ２４年 | ２５年 | ２６年 | ２７年 | 過去５年間の増減数（％） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政 | 6,999 | 6,978 | 7,129 | 7,210 | 7,286 | 7,278 | 279　(3.99%) |
| 教　育 | 2,029 | 1,974 | 1,893 | 1,829 | 1,824 | 1,762 | ▲ 267　(▲13.2%) |
| 消　防 | 1,857 | 1,870 | 1,852 | 1,839 | 1,836 | 1,846 | ▲ 11　(▲0.6%) |
| 普通会計計 | 10,885 | 10,822 | 10,874 | 10,878 | 10,946 | 10,886 | 1　(0.01%) |
| 公営企業等会計計 | 3,488 | 3,476 | 3,399 | 3,427 | 3,414 | 3,514 | 26　(0.75%) |
| 総合計 | 14,373 | 14,298 | 14,273 | 14,305 | 14,360 | 14,400 | 27　(0.19%) |

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

# 7　公営企業職員の状況

## ⑴　高速電車事業

### ア 職員給与費の状況

・決算

| 区分 | 総費用(A) | 純損益又は実質収支 | 職員給与費(B) | 総費用に占める職員給与費比率(B/A) | (参考)25年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 26年度 | 45,485,854千円 | 174,870千円 | 4,450,904千円 | 9.8% | 13.2% |

※　資本勘定支弁職員に係る職員給与費250,504千円を含まない。

| 区分 | 職員数（A） | 給与費 | | | | 一人当たり給与費(B/A) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計（B） | |
| 26年度 | 人<br>550 | 千円<br>2,150,101 | 千円<br>1,286,015 | 千円<br>815,174 | 千円<br>4,251,290 | 千円<br>7,730 |

| (参考) 指定都市一人当たり給与費 |
|---|
| 千円<br>7,349 |

※　1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（27年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 高速電車事業 | 47.4歳 | 351,919円 | 606,083円 |
| 指定都市平均 | 44.7歳 | 367,199円 | 610,256円 |

※　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

（うち鉄軌道事業運転手）

| 区　分 | 公務員 | | | | 民　　間 | | | 参　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均年齢 | 職員数 | 基本給 | 平均月収額（A） | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均月収額（B） | A／B |
| 札幌市 | 49.8歳 | 184人 | 382,906円 | 709,764円 | 電車運転士 | 40.1歳 | 534,333円 | 1.33 |
| 指定都市平均 | 44.7歳 | ― | 367,199円 | 610,256円 | ― | ― | ― | ― |

| 区　分 | 参　　考 | | |
|---|---|---|---|
| | 年収ベース（試算値）の比較 | | |
| | 公務員（C） | 民間（D） | C／D |
| 札幌市 | 8,517,168円 | 6,411,996円 | 1.33 |

※　1　団体平均は、鉄道事業（運転手以外の職種を含む）に係る値である。
　　2　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成24年～26年の3ヶ年平均）
　　3　民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
　　4　平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
　　5　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

## ウ 職員の手当の状況

（ア）期末手当・勤勉手当

| 高速電車事業 | 市長部局 |
|---|---|
| 1 人当たり平均支給額（26 年度）　1,482 千円 | 1 人当たり平均支給額（26 年度）　1,387 千円 |
| （26 年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60 月分　1.50 月分<br>(1.45)月分　(0.70)月分 | （26 年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60 月分　1.50 月分<br>(1.45)月分　(0.70)月分 |
| （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職段階別加算　5～20%<br>・管理職加算　12～25% | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職段階別加算　5～20%<br>・管理職加算　12～25% |

※　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

（イ）退職手当（27 年 4 月 1 日現在）

| 高速電車事業 | | | 市長部局 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （支給率） | 自己都合 | 定年 | （支給率） | 自己都合 | 定年 |
| 勤続 20 年 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 | 勤続 20 年 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 |
| 勤続 25 年 | 29.145 月分 | 34.5825 月分 | 勤続 25 年 | 29.145 月分 | 34.5825 月分 |
| 勤続 35 年 | 41.325 月分 | 49.59 月分 | 勤続 35 年 | 41.325 月分 | 49.59 月分 |
| 最高限度額 | 49.59 月分 | 49.59 月分 | 最高限度額 | 49.59 月分 | 49.59 月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職加算 | 2～20% | | 定年前早期退職加算 | 2～20% | |
| 1 人当たり平均支給額（自己都合及び定年）<br>21,594 千円 | | | 1 人当たり平均支給額 | 735 千円 | 22,931 千円 |

※　退職手当の 1 人当たり平均支給額は、26 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

（ウ）地域手当（27 年 4 月 1 日現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支給実績（26 年度決算） | | 70,653 千円 | |
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算） | | 122,661 円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 札幌市内 | 3% | 576 人 | 3% |

（エ）特殊勤務手当（27 年 4 月 1 日現在）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支給実績（26 年度決算） | | | | 70,525 千円 | |
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算） | | | | 214,307 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（26 年度） | | | | 57.2% | |
| 手当の種類（手当数） | | | | 1 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | | 支給実績（26 年度決算） | 左記職員に対する支給単価 |
| 変則勤務手当 | 駅務員、高速電車乗務員、運輸関係係員、技術関係係員 | 中休勤務（正規の勤務において勤務時間ではない時間（中休）により勤務が分断され、始 | 中休勤務時間を含む勤務時間が深夜（午前 1 時～午前 5 時）の全部を含む場合 | 64,893 千円 | ①中休時間 4 時間 15 分超：1,800 円<br>②中休時間 4 時間 15 分以下：1,600 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 業と終業の間が長時間となる勤務) | 上記以外 | 4,901 千円 | ③中休時間 4 時間 15 分超:1,600 円<br>④中休時間 4 時間 15 分以下:1,400 円 |
| | 指令所の係長職 | 正規の勤務時間による 24 時間勤務(24 時間の中に休憩時間含む) | | 730 千円 | 2,000 円 |
| 災害緊急援助等業務手当 | 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員 | 左記に掲げる業務 | | 支給なし | 1 日:800 円 |

(オ)時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績(26 年度決算) | 544,256 千円 |
| 職員 1 人当たり平均支給年額(26 年度決算) | 1,135 千円 |
| 支給実績(25 年度決算) | 526,527 千円 |
| 職員 1 人当たり平均支給年額(25 年度決算) | 1,111 千円 |

※1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2　職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当(27 年 4 月 1 日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異動 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績(26 年度決算) | 支給職員 1 人当たり 平均支給年額(26 年度決算) |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対し支給。<br>(1)配偶者　14,800 円<br>(2)配偶者以外　7,000 円<br>・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、1 人につき 6,000 円を加算。 | 同じ | | 103,428 千円 | 291,620 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に対し支給。<br>(1)係長職<br>66,700 円～<br>74,000 円<br>(2)課長職<br>86,300 円～<br>92,800 円<br>(3)部長職<br>113,600 円～<br>122,700 円<br>(4)局長職<br>133,400 円～<br>142,600 円 | 異なる | 支給対象者（高速電車事業）<br>一般行政職では支給対象ではない係長職にも支給。 | 58,943 千円 | 936,850 円 |
| 通勤手当 | 通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。<br>(1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。<br>(2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円の範囲内で支給。 | 同じ | | 70,021 千円 | 126,315 円 |
| 住居手当 | (1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。<br><br>(2)自らの所有に係る住宅に居住している職員　支給なし<br>※　経過措置として、平成 27 年度は、月額 6,000 円を支給。 | 同じ | | 62,216 千円 | 133,917 円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。<br>・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数 | 同じ | | 36,829 千円 | 127,915 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職員特別勤務手当 | 臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。<br>・勤務一回につき3,000円～18,000円を支給 | 異なる | 支給対象者（高速電車事業）<br>係長職に対して 3,000円 ～ 9,000円を支給。 | 414千円 | 10,098円 |
| 寒冷地手当 | 北海道内に勤務する職員に対し支給。<br>(1)扶養親族を有する世帯主である職員<br>年額 116,800円<br>(2)その他の世帯主である職員<br>年額 65,300円<br>(3)その他の職員<br>年額 44,000円 | 同じ | | 50,618千円 | 100,234円 |

## ⑵ 軌道事業

### ア 職員給与費の状況

・決算

| 区分 | 総費用(A) | 純損益又は実質収支 | 職員給与費(B) | 総費用に占める職員給与費比率(B/A) | (参考)25年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 26年度 | 2,146,397千円 | ▲713,698千円 | 464,087千円 | 21.6% | 38.9% |

※　軌道事業において、資本勘定支弁職員はいない。

| 区分 | 職員数（A） | 給与費 | | | | 一人当たり給与費(B/A) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末･勤勉手当 | 計（B） | |
| 26年度 | 人<br>53 | 千円<br>222,213 | 千円<br>106,255 | 千円<br>88,129 | 千円<br>416,597 | 千円<br>7,860 |

| (参考) 指定都市一人当たり給与費 |
|---|
| 千円<br>7,014 |

※　1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（27年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 軌道事業 | 50.2歳 | 377,673円 | 657,568円 |
| 指定都市平均 | 44.7歳 | 367,199円 | 610,256円 |

※　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

（うち鉄軌道事業運転手）

| 区　分 | 公務員 | | | | 民　　間 | | | 参　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均年齢 | 職員数 | 基本給 | 平均月収額（A） | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均月収額（B） | A／B |
| 札幌市 | 54.0歳 | 24人 | 395,226円 | 702,451円 | 電車運転手 | 40.1歳 | 534,333円 | 1.31 |
| 指定都市平均 | 44.7歳 | ― | 367,199円 | 610,256円 | ― | ― | ― | ― |

| 区　分 | 参　　考 | | |
|---|---|---|---|
| | 年収ベース（試算値）の比較 | | |
| | 公務員（C） | 民間（D） | C／D |
| 札幌市 | 8,429,412円 | 6,411,996円 | 1.31 |

※　1　団体平均は、鉄道事業（運転手以外の職種を含む）に係る値である。
　　2　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成24年～26年の3ヶ年平均）
　　3　民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
　　4　平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
　　5　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

## ウ 職員の手当の状況

(ア)期末手当・勤勉手当

| 軌道事業 | 市長部局 |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額（26年度）　1,663千円 | 1人当たり平均支給額（26年度）　1,387千円 |
| （26年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60月分　1.50月分<br>(1.45)月分　(0.70)月分 | （26年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60月分　1.50月分<br>(1.45)月分　(0.70)月分 |
| （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職段階別加算　5～20%<br>・管理職加算　12～25% | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職段階別加算　5～20%<br>・管理職加算　12～25% |

※　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当（27年4月1日現在）

| 軌道事業 | | | 市長部局 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （支給率） | 自己都合 | 定年 | （支給率） | 自己都合 | 定年 |
| 勤続20年 | 20.445月分 | 25.55625月分 | 勤続20年 | 20.445月分 | 25.55625月分 |
| 勤続25年 | 29.145月分 | 34.5825月分 | 勤続25年 | 29.145月分 | 34.5825月分 |
| 勤続35年 | 41.325月分 | 49.59月分 | 勤続35年 | 41.325月分 | 49.59月分 |
| 最高限度額 | 49.59月分 | 49.59月分 | 最高限度額 | 49.59月分 | 49.59月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職加算 | 2～20% | | 定年前早期退職加算 | 2～20% | |
| 1人当たり平均支給額（自己都合及び定年） | | 23,345千円 | 1人当たり平均支給額 | 735千円 | 22,931千円 |

※　退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ)地域手当（27年4月1日現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支給実績（26年度決算） | | 7,300千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算） | | 123,728円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 札幌市内 | 3% | 59人 | 3% |

(エ)特殊勤務手当（27年4月1日現在）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 支給実績（26年度決算） | | | | 1,424千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算） | | | | 56,018円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度） | | | | 45.4% | |
| 手当の種類（手当数） | | | | 2 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | | 支給実績（26年度決算） | 左記職員に対する支給単価 |
| 変則勤務手当 | 路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員 | 中休勤務（正規の勤務において勤務時間ではない時間（中休）により勤務が分断され、始 | 中休勤務時間を含む勤務時間が深夜（午前1時～午前5時）の全部を含む場合 | 630千円 | ①中休時間4時間15分超：1,800円<br>②中休時間4時間15分以下：1,600円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 業と終業の間が長時間となる勤務) | 上記以外 | 787 千円 | ③中休時間 4 時間 15 分超：1,600 円<br>④中休時間 4 時間 15 分以下：1,400 円 |
| 除雪手当 | 路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員 | 除雪業務 | | 6 千円 | 230 円 |
| 災害緊急援助等業務手当 | 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員 | 左記に掲げる業務 | | 支給なし | 1 日：800 円 |

(オ)時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（26 年度決算） | 67,074 千円 |
| 職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算） | 1,290 千円 |
| 支給実績（25 年度決算） | 73,419 千円 |
| 職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算） | 1,374 千円 |

※1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2　職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（27 年 4 月 1 日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異動 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績(26 年度決算) | 支給職員 1 人当たり 平均支給年額(26 年度決算) |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対し支給。<br>(1)配偶者　14,800 円<br>(2)配偶者以外　7,000 円<br>・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、1 人につき 6,000 円を加算。 | 同じ | | 10,885 千円 | 272,130 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に対し支給。<br>(1)係長職<br>66,700 円～<br>74,000 円<br>(2)課長職<br>86,300 円～<br>92,800 円<br>(3)部長職<br>113,600 円～<br>122,700 円<br>(4)局長職<br>133,400 円～<br>142,600 円 | 異なる | 支給対象者（軌道事業）<br>一般行政職では支給対象ではない係長職にも支給。 | 3,629 千円 | 907,315 円 |
| 通勤手当 | 通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。<br>(1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。<br>(2)交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円の範囲内で支給。 | 同じ | | 5,299 千円 | 95,337 円 |
| 住居手当 | (1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。<br><br>(2)自らの所有に係る住宅に居住している職員　支給なし<br>※　経過措置として、平成 27 年度は、月額 6,000 円を支給。 | 同じ | | 7,259 千円 | 147,381 円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。<br>・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数 | 同じ | | 1,952 千円 | 55,649 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職員特別勤務手当 | 臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。<br>・勤務一回につき3,000円～18,000円を支給 | 異なる | 支給対象者（軌道事業）<br>係長職に対して 3,000円 ～ 9,000円を支給。 | 0千円 | 0円 |
| 寒冷地手当 | 北海道内に勤務する職員に対し支給。<br>(1)扶養親族を有する世帯主である職員<br>年額 116,800円<br>(2)その他の世帯主である職員<br>年額 65,300円<br>(3)その他の職員<br>年額 44,000円 | 同じ | | 5,516千円 | 106,077円 |

## ⑶ 水道事業

### ア 職員給与費の状況

・決算

| 区分 | 総費用（A） | 純損益又は実質収支 | 職員給与費（B） | 総費用に占める職員給与費比率（B/A） | （参考）25年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 26年度 | 32,485,327千円 | 17,122,543千円 | 4,395,114千円 | 13.5% | 13.8% |

※　資本勘定支弁職員に係る職員給与費406,198千円を含まない。

| 区分 | 職員数（A） | 給与費 | | | | 一人当たり給与費(B/A) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末･勤勉手当 | 計（B） | |
| 26年度 | 人<br>620 | 千円<br>2,411,128 | 千円<br>673,960 | 千円<br>894,675 | 千円<br>3,979,763 | 千円<br>6,419 |

| (参考)指定都市一人当たり給与費 |
|---|
| 千円<br>6,723 |

※　1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（27年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 札幌市 | 45.8歳 | 345,436円 | 533,222円 |
| 指定都市平均 | 43.9歳 | 372,901円 | 559,202円 |

※　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ウ 職員の手当の状況

（ア）期末手当・勤勉手当

| 水道事業 | 市長部局 |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額（26年度）　1,420千円 | 1人当たり平均支給額（26年度）　1,387千円 |
| （26年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60月分　1.50月分<br>(1.45)月分　(0.70)月分 | （26年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60月分　1.50月分<br>(1.45)月分　(0.70)月分 |
| （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職段階別加算　5～20%<br>・管理職加算　12～25% | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職段階別加算　5～20%<br>・管理職加算　12～25% |

※　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当（27 年 4 月 1 日現在）

| 水道事業 | | | 市長部局 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （支給率） | 自己都合 | 定年 | （支給率） | 自己都合 | 定年 |
| 勤続 20 年 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 | 勤続 20 年 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 |
| 勤続 25 年 | 29.145 月分 | 34.5825 月分 | 勤続 25 年 | 29.145 月分 | 34.5825 月分 |
| 勤続 35 年 | 41.325 月分 | 49.59 月分 | 勤続 35 年 | 41.325 月分 | 49.59 月分 |
| 最高限度額 | 49.59 月分 | 49.59 月分 | 最高限度額 | 49.59 月分 | 49.59 月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職加算 | 2～20% | | 定年前早期退職加算 | 2～20% | |
| 1 人当たり平均支給額 | 514 千円 | 22,874 千円 | 1 人当たり平均支給額 | 735 千円 | 22,931 千円 |

※　退職手当の 1 人当たり平均支給額は、25 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ)地域手当（27 年 4 月 1 日現在）

| 支 給 実 績（26 年度決算） | | 76,342 千円 | |
|---|---|---|---|
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算） | | 120,986 円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 札幌市内 | 3% | 631 人 | 3% |

(エ)特殊勤務手当（27 年 4 月 1 日現在）

| | |
|---|---|
| 支給実績（26 年度決算） | 7,942 千円 |
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算） | 48,206 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（26 年度） | 26.1% |
| 手当の種類（手当数） | 6 |
| 手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙３ | |

(オ)時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（26 年度決算） | 263,444 千円 |
| 職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算） | 450 千円 |
| 支給実績（25 年度決算） | 268,148 千円 |
| 職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算） | 462 千円 |

※１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（27 年 4 月 1 日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異動 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（26 年度決算） | 支給職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対し支給。<br>(1)配偶者　14,800 円<br>(2)配偶者以外<br>7,000 円<br>・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、1 人につき 6,000 円を加算。 | 同じ | | 95,105 千円 | 269,354 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に対し支給。<br>(1)課長職<br>86,300 円～<br>92,800 円<br>(2)部長職<br>113,600 円～<br>122,700 円<br>(3)局長職<br>133,400 円～<br>142,600 円 | 同じ | | 31,573 千円 | 1,127,619 円 |
| 通勤手当 | 通勤のため、1km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。<br>(1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。<br>(2)交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円の範囲内で支給。 | 同じ | | 71,738 千円 | 130,710 円 |
| 住居手当 | (1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。<br><br>(2)自らの所有に係る住宅に居住している職員支給なし<br>※　経過措置として、平成 27 年度は、月額 6,000 円を支給。 | 同じ | | 70,021 千円 | 146,182 円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。<br>・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数 | 同じ | | 7,973 千円 | 192,514 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務し | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | た係長職以上の職員に対し支給。<br>・勤務一回につき 6,000 円～18,000 円を支給 | | | | |
| 寒冷地手当 | 北海道内に勤務する職員に対し支給。<br>(1)扶養親族を有する世帯主である職員<br>年額 116,800 円<br>(2)その他の世帯主である職員<br>年額 65,300 円<br>(3)その他の職員<br>年額 44,000 円 | 同じ | | 52,369 千円 | 97,703 円 |

## ⑷ 病院事業

### ア 職員給与費の状況

・決算

| 区分 | 総費用(A) | 純損益又は実質収支 | 職員給与費(B) | 総費用に占める職員給与費比率(B/A) | (参考)25年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 26年度 | 27,767,516千円 | ▲6,135,614千円 | 10,665,224千円 | 38.41% | 48.33% |

※　病院事業において、資本勘定支弁職員はいない。

| 区分 | 職員数（A） | 給与費 | | | | 一人当たり給与費(B/A) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末･勤勉手当 | 計（B） | |
| 26年度 | 人<br>1,120 | 千円<br>3,821,514 | 千円<br>2,568,668 | 千円<br>1,485,109 | 千円<br>7,875,291 | 千円<br>7,032 |

| (参考) 指定都市一人当たり給与費 |
|---|
| 千円<br>6,962 |

※　1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（27年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 札幌市病院局（医師） | 43.3歳 | 539,690円 | 1,439,650円 |
| 札幌市病院局（看護師） | 35.8歳 | 261,064円 | 473,020円 |
| 札幌市病院局（事務職） | 40.3歳 | 338,346円 | 578,348円 |
| 指定都市平均（医師） | 44.6歳 | 540,993円 | 1,415,398円 |
| 指定都市平均（看護師） | 37.4歳 | 296,400円 | 481,078円 |
| 指定都市平均（事務職） | 42.2歳 | 369,260円 | 603,595円 |

※　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ウ 職員の手当の状況

(ア)期末手当・勤勉手当

| 病院事業 | 市長部局 |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額（26年度）　1,326千円 | 1人当たり平均支給額（26年度）　1,387千円 |
| (26年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60月分　1.50月分<br>(1.45)月分　(0.70)月分 | (26年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60月分　1.50月分<br>(1.45)月分　(0.70)月分 |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職段階別加算　5～20%<br>・管理職加算　12～25% | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職段階別加算　5～20%<br>・管理職加算　12～25% |

※　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当（27 年 4 月 1 日現在）

| 病院事業 | | | 市長部局 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （支給率） | 自己都合 | 定年 | （支給率） | 自己都合 | 定年 |
| 勤続20年 | 20.445月分 | 25.55625月分 | 勤続 20 年 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 |
| 勤続25年 | 29.145月分 | 34.5825月分 | 勤続 25 年 | 29.145 月分 | 34.5825 月分 |
| 勤続 35 年 | 41.325 月分 | 49.59 月分 | 勤続 35 年 | 41.325 月分 | 49.59 月分 |
| 最高限度額 | 49.59 月分 | 49.59 月分 | 最高限度額 | 49.59 月分 | 49.59 月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職加算 | 2～20% | | 定年前早期退職加算 | 2～20% | |
| 1 人当たり平均支給額 | 3,234 千円 | 24,428 千円 | 1 人当たり平均支給額 | 735 千円 | 22,931 千円 |

※　退職手当の 1 人当たり平均支給額は、26 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ)地域手当（27 年 4 月 1 日現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支給実績（26 年度決算） | | 214,921 千円 | |
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算） | | 211,200 円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 札幌市内（医師） | 15% | 151 人 | 15% |
| 札幌市内（医師以外） | 3% | 975 人 | 3% |

(エ)特殊勤務手当（27 年４月１日現在）

| | |
|---|---|
| 支給実績（26 年度決算） | 297,679 千円 |
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算） | 315,005 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（26 年度） | 80.4% |
| 手当の種類（手当数） | 8 |
| 手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙４ | |

(オ)時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（26 年度決算） | 937,030 千円 |
| 職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算） | 887 千円 |
| 支給実績（25 年度決算） | 531,900 千円 |
| 職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算） | 565 千円 |

※１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（27 年 4 月 1 日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異動 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（26 年度決算） | 支給職員 1 人当たり 平均支給年額（26 年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対し支給。<br>(1)配偶者　14,800 円<br>(2)配偶者以外<br>7,000 円<br>・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、1 人につき 6,000 円を加算。 | 同じ | | 78,883 千円 | 73,711 円 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に対し支給。<br>(1)課長職<br>85,700 円～<br>102,800 円<br>(2)部長職<br>112,600 円～<br>126,600 円<br>(3)局長職<br>133,400 円～<br>142,600 円 | 同じ | | 81,639 千円 | 76,286 円 |
| 通勤手当 | 通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。<br>(1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。<br>(2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円の範囲内で支給。 | 同じ | | 88,416 千円 | 82,619 円 |
| 住居手当 | (1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。<br><br>(2)自らの所有に係る住宅に居住している職員　支給なし<br>※　経過措置として、平成 27 年度は、月額 6,000 円を支給。 | 同じ | | 162,285 千円 | 151,645 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給。<br>・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数 | 同じ | | 95,120千円 | 133,035円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した課長職以上の職員に対し支給。<br>・勤務一回につき4,000円～18,000円を支給 | 同じ | | 15,868千円 | 369,023円 |
| 寒冷地手当 | 北海道内に勤務する職員に対し支給。<br>(1)扶養親族を有する世帯主である職員<br>年額 116,800円<br>(2)その他の世帯主である職員<br>年額 65,300円<br>(3)その他の職員<br>年額 44,000円 | 同じ | | 81,487千円 | 71,732円 |
| 初任給調整手当 | 企業職給料表(医師職)の適用を受ける職員に対し、企業職給料表(医師職) の適用日以後の期間の区分に応じて47,500円～306,000円の範囲内で支給。 | 同じ | | 483,575千円 | 451,869円 |
| 宿日直手当 | 宿直勤務又は日直勤務１回につき支給。<br>(1) 医師又は歯科医師 20,000円<br>(2) 薬剤師、看護師、准看護師、衛生検査技師、臨床検査技師、診療エックス線技師及び診療放射線技師 5,900円。ただし、勤務時間が5時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務 1回につき2,950円 | 異なる | 一般行政職に当該手当はない | 52,844千円 | 359,486円 |

（別紙１）

# 札幌市の事務・技術職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成 27 年４月１日現在

| 番号 | 種類 | 支給対象者 | 支給実績（26年度） | 手当額 | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 単位 | 金額 | |
| 1 | 特定危険作業手当 | (1)　地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員 | 12千円 | 1日 | 240円 | |
| | | (2)　環境都市推進部に所属する職員のうち、河川の汚濁状況の調査のために行う水の採取、流量測定等の作業（水中で行うものに限る。）に従事した者 | | 1日 | 240円 | |
| | | (3)　みどりの推進部、建設局土木部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業（特殊重車両の運転を含む。）で、みどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者 | | 1日 | 220円 | |
| | | (4)　昇降機の検査業務に従事した職員 | | 1日 | 200円 | |
| 2 | 動物取扱業務手当 | (1)　動物管理センターに所属する職員のうち、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する狂犬病予防員（以下「狂犬病予防員」という。）の業務又は野犬の捕獲、抑留、処分若しくは消毒の作業に従事した者 | 679千円 | 1日 | 280円 | |
| | | (2)　円山動物園に所属する職員（獣医師に限る。）のうち、動物の飼育、発病した動物の治療又は各種検査等の作業に従事した者 | | 1日 | 260円 | |
| | | (3)　円山動物園に所属する職員（獣医師を除く。）のうち、動物の飼育作業に従事した者 | | 1日 | 230円 | |
| 3 | 清掃等作業手当 | (1)　処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者 | 2,104千円 | 1日 | 300円 | |
| | | (2)　清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者 | | 1日 | 300円 | |
| 4 | 下水処理等作業手当 | (1)　下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業（水質の検査に関する作業を除く。）に従事した者 | 2,640千円 | 1日 | 290円 | |
| | | (2)　下水道施設部に所属する職員のうち、排水設備工事の検査、既設下水道本管接合工事の監督、地下水浸入調査又はこれらに準ずる業務として下水道施設部長が指定するものに従事した者 | | 1日 | 170円 | |
| 5 | 感染症予防等作業手当 | (1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第15条第1項、 | 1,537千円 | 1日 | 290円 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員 | | | | |
| | | (2)　感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者 | | 1日 | 280円 | |
| | | (3)　家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項若しくは第5項若しくは第51条の規定に基づく業務の補助の作業、同法第58条第4項の規定に基づく作業又はこれらに準ずる作業で農政部長が指定するものに従事した職員 | | 1日 | 290円 | |
| | | (4)　戸別に巡回して行う保健指導の業務を本務とする保健師又は助産師のうち、保健福祉課に所属する者以外の者 | | 1月 | 1,700円 | |
| 6 | 有害物取扱業務手当 | (1)　子ども発達支援総合センター、保健所又は衛生研究所に所属する職員のうち、細菌検査又は試験検査として保健福祉部長、保健所長又は衛生研究所長が指定するものに従事した者 | 2,455千円 | 1日 | 270円 | |
| | | (2)　環境事業部又は下水道施設部に所属する職員のうち、水質検査又は試験検査の業務を主たる職務とする者 | | 1月 | 1,900円 | |
| 7 | 放射線取扱業務手当 | (1)　エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員 | 3千円 | 1日 | 280円 | |
| | | (2)　エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員 | | 1日 | 100円 | |
| 8 | 消防業務手当 | (1)　火災その他の災害等(救急業務を要する事故を除く。第3号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。) | 211,314千円 | | | 第5号に掲げる職員のうち、搭乗時間中においてヘリコプターからの降下等の空中機外活動に従事した者については、搭乗1時間につき1,800円とする。 |
| | | ア　消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊長又は現場指揮者の業務に従事した者 | | 1回 | 140円 | |
| | | イ　消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救急救命士の資格を有する者 | | 1回 | 130円 | |
| | | ウ　消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事した者 | | 1回 | 120円 | |
| | | エ　上記以外の者 | | 1回 | 110円 | |
| | | (2)　前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者及び救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員 | | | | |
| | | ア　救急救命士の資格を有する者 | | 1回 | 130円 | |
| | | イ　隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。) | | 1回 | 50円 | |
| | | ウ　自動車の運転業務に従事した者 | | 1回 | 40円 | |
| | | エ　上記以外の者 | | 1回 | 30円 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (3)　火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者及び火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員 | | | | |
| | | ア　自動車の運転業務に従事した者 | | 1回 | 50円 | |
| | | イ　上記以外の者 | | 1回 | 40円 | |
| | | (4)　火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員 | | 1回 | 100円 | |
| | | (5)　ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事した職員 | | 搭乗1時間 | 1,200円 | |
| | | (6)　サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等(以下「サリン等」という。)若しくはその疑いのある物質(以下これらを「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検知、鑑定、収容、除去その他の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等の収容、移動等の作業でその発散若しくは漏えいのおそれがあるものに従事した消防吏員 | | 1日 | 2,600円 | |
| | | (7)　サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業で前号に掲げるもの以外のものに従事した消防吏員 | | 1日 | 250円 | |
| | | (8)　正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による午前8時45分から翌日の午前8時55分までの継続する勤務に従事した消防吏員 | | 1回 | 1,100円 | |
| 9 | ヘリコプター従事者手当 | (1)　ヘリコプターの操縦業務を主たる職務とする消防吏員 | 6,753千円 | | | |
| | | ア　飛行時間3,000時間以上の経験を有する者 | | 1月 | 101,000円 | |
| | | イ　飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者 | | 1月 | 91,000円 | |
| | | ウ　飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者 | | 1月 | 78,000円 | |
| | | エ　飛行時間1,000時間未満の経験を有する者 | | 1月 | 49,000円 | |
| | | (2)　ヘリコプターの整備業務を主たる職務とする消防吏員 | | | | |
| | | ア　1等航空整備士の資格を有する者 | | 1月 | 47,000円 | |
| | | イ　2等航空整備士の資格を有する者 | | 1月 | 37,000円 | |
| | | ウ　上記以外の者 | | 1月 | 11,000円 | |
| 10 | 賦課徴収等 | (1)　勤務場所以外の場所において市税、国民健 | 40,147千円 | 1日 | 300円 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務手当 | 康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料、土地区画整理事業清算金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金又は市営住宅家賃の納付督励(滞納処分を含む。)の業務に従事した職員 | | | | |
| | | (2)　勤務場所以外の場所において下水道の無届使用者に係る下水道使用料の算定業務又は下水道使用料の算定のための地下揚水の検針業務で下水道河川部長が指定するものに従事した職員及び勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金の賦課資料の収集のための戸別調査の業務に従事した職員 | | 1日 | 140円 | |
| | | (3)　滞納整理課に所属する職員(税政部長が指定する者に限る。)又は諸税課、税務部区保険年金課若しくは下水道財務課に所属する職員のうち、市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金に関する業務を主たる職務とする者 | | 1月 | 4,000円 | |
| 11 | 福祉業務等手当 | (1)　はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、子ども心身医療センター、発達医療センター、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員（14の項第２号に掲げる者を除く。）のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者 | 103,059千円 | 1日 | 390円 | |
| | | (2)　身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所に所属する職員のうち、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者 | | 1日 | 310円 | |
| | | (3)　区保育・子育て支援センター又は認定こども園にじいろに所属する職員のうち、児童の保育業務に従事した者 | | 1日 | 200円 | |
| | | (4)　子育て支援課、区保育・子育て支援センター、認定こども園にじいろ、児童相談所地域連携課又は健康・こども課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長、児童相談所長又は区保健福祉部長が指定するものに従事した者 | | 1日 | 180円 | |
| | | (5)　児童相談所地域連携課、相談判定一課又は相談判定二課に所属する職員のうち、児童、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者及び保健福祉課、健康・子ども課、保護一課、保護二課、保護三 | | 1日 | 310円 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 課、保護四課又は保護課に所属する職員のうち、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号若しくは第2号に規定する所員としての業務又は来庁者等の指導若しくは相談の業務に従事した者 | | | | |
| | | (6)　保健福祉局保健福祉部、保健所又は区保健福祉部に所属する職員のうち、精神保健福祉に関する相談の業務又は医療社会事業の業務に従事した者 | | 1日 | 310円 | |
| | | (7)　保健福祉課に所属する職員のうち、介護保険の認定又はサービス利用に関する相談の業務に従事した者 | | 1日 | 310円 | |
| 12 | 夜間特殊業務手当 | 児童心理治療課、自閉症児支援課又は相談判定一課に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者 | 765千円 | | | |
| | | (1)　その勤務時間が深夜の全部を含むとき。 | | 1回 | 1,440円 | |
| | | (2)　その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。 | | 1回 | 860円 | |
| | | (3)　その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。 | | 1回 | 540円 | |
| 13 | 夜間診療等業務手当 | 発達医療センターに所属する看護師又は准看護師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として看護等の業務に従事した者 | 0千円 | | | |
| | | (1)　その勤務時間が深夜の全部を含むとき。 | | 1回 | 6,800円 | |
| | | (2)　その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。 | | 1回 | 3,300円 | |
| | | (3)　その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。 | | 1回 | 2,900円 | |
| | | (4)　その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。 | | 1回 | 2,000円 | |
| 14 | 児童精神支援等業務手当 | (1)　児童心理治療センター又は自閉症児支援センターに入所している児童の支援等の業務を主たる職務とする職員 | 4,746千円 | 1月 | 41,400円 | |
| | | (2)　子ども心身医療センターに勤務する職員のうち、精神疾患を有する児童の支援等の業務を主たる職務とする者 | | 1月 | 20,700円 | |
| 15 | 発掘調査業務手当 | 文化財課に所属する職員のうち、埋蔵文化財の発掘調査業務に従事した者 | 72千円 | 1日 | 270円 | |
| 16 | 取締交渉等業務手当 | (1)　計量検査所に所属する職員のうち、勤務場所以外の場所において計量器及び計量の検査業務に従事した者 | 2,354千円 | 1日 | 130円 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (2)　権利者に対して直接行う土地区画整理事業に係る換地、清算等の交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者 | | 1月 | 2,400円 | |
| | | (3)　権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者 | | 1月 | 2,400円 | |
| | | (4)　市街地整備部又は建築指導部に所属する職員のうち、違反建築の取締業務を主たる職務とする者 | | 1月 | 1,400円 | |
| | | (5)　道路法(昭和27年法律第180号)第71条第4項及び第5項に規定する道路監理員の業務で常時勤務場所以外の場所で行われるものを主たる職務とする職員として建設局総務部長が指定する者 | | 1月 | 1,400円 | |
| 17 | 災害緊急援助等業務手当 | (1)　国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定による海外の地域での国際緊急援助活動に従事した消防吏員 | 支給なし | 1日 | 4,000円 | 第1号に掲げる職員のうち、心身に著しい負担を与えるものとして警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については、1日につき4,000円に2,000円(現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると警防部長が認める場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内で警防部長が定める額を加算した額とする。 |
| | | (2)　国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員 | | 1日 | 800円 | |

（別紙２）

# 札幌市の技能労務職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成 27 年４月１日現在

| 番号 | 種類 | 支給対象者 | 支給実績（26年度決算） | 手当額 | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 単位 | 金額 | |
| 1 | 特定危険作業手当 | (1)　地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員 | 1,248 千円 | 1日 | 240円 | |
| | | (2)　みどりの推進部、建設局土木部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業（特殊重車両の運転を含む。）でみどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者 | | 1日 | 220円 | |
| 2 | 動物取扱業務手当 | (1)　動物管理センターに所属する職員のうち、野犬の捕獲、抑留、処分又は消毒の作業に従事した者 | 1,673 千円 | 1日 | 280円 | |
| | | (2)　円山動物園に所属する職員のうち、動物の飼育作業に従事した者 | | 1日 | 230円 | |
| 3 | 清掃等作業手当 | (1)　清掃事務所に所属する職員のうち、ごみの収集作業に従事した者 | 36,155 千円 | 1日 | 400円 | |
| | | (2)　処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業、排水の処理作業又は搬入指導作業に従事した者 | | 1日 | 300円 | |
| | | (3)　処理場管理事務所に所属する職員のうち、埋立地の管理作業に従事した者 | | 1日 | 170円 | |
| | | (4)　清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者 | | 1日 | 300円 | |
| 4 | 下水処理等作業手当 | (1)　下水管理センターに所属する職員のうち、下水道管又はこれに附属する施設の清掃又は調査点検の作業に従事した者 | 5,935 千円 | 1日 | 290円 | |
| | | (2)　下水管理センターに所属する職員のうち、排水設備工事の検査に従事した者 | | 1日 | 170円 | |
| | | (3)　下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業に従事した者 | | 1日 | 290円 | |
| 5 | 斎場等業務手当 | 火葬場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は死体の火葬業務に従事した者 | 474千円 | 1日 | 290円 | |
| 6 | 感染症予防等作業手当 | (1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員 | 支給なし | 1日 | 290円 | |
| | | (2)　感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者 | | 1日 | 280円 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 放射線取扱業務手当 | エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員 | 支給なし | 1日 | 100円 | |
| 8 | 整備作業手当 | 環境事業部業務課、車両管理事務所又は維持管理課に所属する職員のうち、車両の整備作業に従事した者 | 298千円 | 1日 | 210円 | |
| 9 | 福祉業務等手当 | (1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者 | 633千円 | 1日 | 390円 | |
| | | (2) 区保育・子育て支援センター又は認定こども園にじいろに所属する用務員又は調理員のうち、児童の保育業務の介助業務に従事した者 | | 1日 | 90円 | |
| 10 | 夜間特殊業務手当 | (1) 清掃工場に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号)第2条から第5条までの規定の例による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者 | 13,514千円 | | | |
| | | ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。 | | 1回 | 1,340円 | |
| | | イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。 | | 1回 | 650円 | |
| | | ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。 | | 1回 | 520円 | |
| | | (2) 下水処理場に勤務する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者 | | | | |
| | | ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。 | | 1回 | 1,130円 | |
| | | イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。 | | 1回 | 730円 | |
| | | ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。 | | 1回 | 410円 | |
| 11 | 災害緊急援助等業務手当 | 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員 | 支給なし | 1日 | 800円 | |

（別紙３）

# 水道局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成27年４月１日現在

| 番号 | 種類 | 支給対象者 | 支給実績<br>(26年度決算) | 手当額 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 単位 | 金額 |
| 1 | 危険作業手当 | (1)　水質試験所に勤務する職員のうち、常時水質検査に従事する者 | 372千円 | 1月 | 1,700円 |
| | | (2)　水質試験所に勤務する職員のうち、河川の採水調査業務に従事した者 | 37千円 | 1日 | 220円 |
| | | (3)　落下地点4メートル以上の足場の不安定な高所で配水管の新設若しくは維持管理若しくは受水槽に附帯する給水装置のしゆん工検査に従事した職員 | 支給なし | 1回 | 100円 |
| 2 | 徴収等業務手当 | (1)　勤務場所以外の場所において水道の料金若しくは工事費又は下水道使用料(以下この項において「水道料金等」という。)の収納事務に従事した職員 | 1,535千円 | 1日 | 200円 |
| | | (2)　水道料金等の納付督励事務に従事した職員のうち総務部長が指定する者 | 792千円 | 1日 | 200円 |
| 3 | 施設等維持特別手当 | (1)　給配水管等工事において、水中等劣悪な環境の中で行う作業に従事した職員 | 支給なし | 1日 | 220円 |
| | | (2)　浄水場に勤務する職員のうち、薬品溶解若しくはこれらに類する業務又は河川の採水調査業務に従事した者 | 24千円 | 1日 | 220円 |
| | | (3)　浄水場に勤務する職員のうち、沈殿池等の排でい作業に従事した者 | 26千円 | 1日 | 400円 |
| | | (4)　藻岩浄水場、白川浄水場、定山渓浄水場及び配水センターに勤務する職員のうち、管理室における維持管理作業に従事した者 | | | |
| | | ア　深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部に勤務した場合 | 3,323千円 | 1回 | 1,300円 |
| | | イ　アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合 | 支給なし | 1回 | 650円 |
| | | ウ　午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合 | 1,054千円 | 1回 | 400円 |
| | | (5)　定山渓浄水場に勤務する職員のうち、管理室において1人で維持管理作業に従事した者 | | | |
| | | ア　深夜の全部に勤務した場合 | 153千円 | 1回 | 420円 |
| | | イ　アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合 | 支給なし | 1回 | 210円 |
| | | (6)　配水管理事務所に勤務する職員のうち、夜間勤務(午後8時45分から翌日の午前5時15分までの間の勤務をいう。)において、正規の勤務として洗管作業に従事した者 | 202千円 | 1回 | 1,300円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 緊急出動手当 | 休日又は夜間等に送配水管等事故及び停水解除のため、自宅から緊急出勤し、事故処理等に従事した職員(第29条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。) | | | |
| | | ア　4月1日から10月31日までの間において従事した場合(ウの場合を除く。) | 132千円 | 1回 | 1,200円 |
| | | イ　11月1日から翌年3月31日までの間において従事した場合(エの場合を除く。) | 74千円 | 1回 | 1,500円 |
| | | ウ　4月1日から10月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合 | 71千円 | 1回 | 1,500円 |
| | | エ　11月1日から翌年3月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合 | 74千円 | 1回 | 1,800円 |
| 5 | 災害緊急援助等業務手当 | 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策（異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置をいう。）のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策にかかる業務に従事した職員 | 74千円 | 1日 | 800円 |
| 6 | 交渉等業務手当 | 権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者 | 支給なし | 1月 | 2,400円 |

（別紙４）

# 病院局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成 27 年４月１日現在

| 番号 | 種類 | 支給対象者 | 支給実績<br>(26年度決算) | 手当額 | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 単位 | 金額 | |
| 1 | 死体解剖補助手当 | 死体の解剖の補助の業務に従事した職員(医師を除く。) | 63千円 | 1日 | 2,500円 | |
| 2 | 感染症予防等作業手当 | 看護師等(助産師、看護師、准看護師及びこれらに準ずると管理者が認める職員をいう。以下同じ。)及び看護補助員のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症又は管理者が指定する感染性の疾患にり患した者の看護等の業務として管理者が指定するものに従事した者 | 支給なし | 1日 | 290円 | |
| 3 | 有害物取扱業務手当 | 細菌検査又は試験検査として管理者が指定するものに従事した職員 | 2,194千円 | 1日 | 270円 | |
| 4 | 放射線取扱業務手当 | (1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員 | 2,145千円 | 1日 | 280円 | |
| | | (2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として管理者が指定するものに従事した職員 | 569千円 | 1日 | 100円 | |
| 5 | 夜間診療等業務手当 | (1) 救命救急センターに所属する医師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として診療等の業務に従事した者 | | | | |
| | | ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき又はその勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。 | 5,152千円 | 1回 | 7,000円 | |
| | | イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。 | 支給なし | 1回 | 6,000円 | |
| | | ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。 | 支給なし | 1回 | 4,000円 | |
| | | (2) 放射線部、検査部若しくは薬剤部に所属する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者 | | | | |
| | | ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。 | 7,500千円 | 1回 | 6,800円 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | イ　その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。 | 支給なし | 1回 | 3,300円 | |
| | | ウ　その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。 | 支給なし | 1回 | 2,900円 | |
| | | エ　その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。 | 支給なし | 1回 | 2,000円 | |
| | | (3)　看護師等のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者 | | | | 平成26年度から看護師について支給額引上げ |
| | | ア　その勤務時間が深夜の全部を含むとき。 | 11,195千円 | 1 回 | 7,600円 | |
| | | イ　その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。 | 94,903 千円 | 1 回 | 3,700円 | |
| | | ウ　その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。 | 87,693 千円 | 1 回 | 3,200円 | |
| | | エ　その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。 | 支給なし | 1 回 | 2,200円 | |
| | | (4)　医師(副医長以上の職にある者に限る。)のうち、その勤務を終えた後、宿直勤務の医師又は診療科の部長の要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者 | 1,185千円 | 1回 | 5,000円 | |
| | | (5)　看護師等で、救急患者(救急車等による外来患者及び容体が急変するおそれのある入院患者をいう。以下同じ。)に対処するために自宅等に待機することを依頼された者のうち、待機を依頼された期間中(以下「待機期間中」という。)に、当該救急患者に対処するための呼出し(退庁時直後から通常出勤する場合に自宅等を離れる直前までの間に行われたものに限る。以下同じ。)を受け、正規の勤務時間外において救急医療等の業務に従事し、かつ、当該業務に従事した時間(一の待機期間中において2回以上の呼出しを受け、当該業務に2回以上従事した場合にあっては、当該業務に従事した時間を合算した時間とする。)が1時間以上である者 | 255千円 | 1回 | 1,240円 | |
| 6 | 精神病棟看護等業務手当 | 看護師等及び看護補助員のうち、精神疾患を有する者の看護等の業務を主たる職務とする者 | 8,476千円 | 1月 | 20,700円 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 災害緊急援助等業務手当 | 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員 | 支給なし | 1日 | 800円 | |
| 8 | ハイリスク分娩(べん)業務手当 | 基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)別表第七に掲げるハイリスク分娩管理加算の対象患者の分娩に係る業務に従事した医師 | 7,620千円 | 1回 | 15,000円 | 多胎分娩の場合は、1回とみなす。 |